

参 考

1 策定の経過

北九州市におけるむし歯のない児童生徒の割合が全国平均を大きく下回り、政令市の中で最下位という結果を受け、北九州市学校保健会の委員の中から、歯科口腔に関する専門家、学校関係者、PTA関係者などで令和3年2月に「歯と口の健康づくり懇話会」を立ち上げました。この懇話会の中で、今後の市立学校における歯と口の健康づくりの施策の方向性、取り組み内容等を幾度も協議を重ね、検討してきました。その協議の結果を「北九州市 学校における歯と口の健康づくりに関する提言」として、北九州市に対し提言書の提出していただきました。

北九州市では、その提言をもとに検討を重ね、計画案を策定いたしました。

※北九州市学校保健会

- (1) 目 的 学校保健における保健康管理・保健教育に関する調査研究並びに普及進展をはかり、学校保健施策の向上に寄与する。
- (2) 構 成 7部会（学校医・学校歯科医・学校薬剤師・PTA・校長・養護教諭・栄養教諭）
5支部（各区医師会）
- (3) 組 織 理事 18人（会長、副会長、各支部長、各部会長、行政関係者）
- (4) 主な活動 学校保健大会の開催（年1回。各種表彰、講演等を実施）
各種研究大会・指定都市学校保健協議会への派遣
理事会の開催
支部・部会活動（研修会や講演会の開催）
「北九州市の学校保健」の配信（年1回）

2 北九州市 学校における歯と口の健康づくりに関する提言

- (1) 北九州市立学校における歯科口腔保健の現状と課題

北九州市立小学校、中学校、特別支援学校の子どもたちの「むし歯」について、「むし歯」のない子どもの割合は年々改善傾向にあります。

しかしながら、全国平均と比較するとまだまだ低い状況にあり、子どもたちの健康を守るためにも、歯と口の健康への対策はとても重要です。

今後の市立小・中・特別支援学校における歯と口の健康に関する取り組みをより一層推進していくため、北九州市学校保健会において歯科医師、校長、PTAなどから幅広く意見を聞くための懇話会を、令和3年2月に立ち上げ、協議を重ねてまいりました。

(ア) 現 状

a 歯科検診（定期健診）

学校保健安全法第13条に基づき、毎年、児童生徒の歯科検診を実施しています。

*実施時期：毎学年6月30日までに実施

令和2・3年度については、新型コロナウィルス感染症の影響により、実施体制が整わない等、やむを得ない事由がある場合、当該年度末日までに実施

b フッ化物塗布

毎年、小学2・3年生の希望者を対象に、イオン導入法（特別支援学校の一部では歯ブラシ法）によるフッ化物塗布を実施しています。

*実施状況：令和元年度実績

学 種	実施人数	実施率
小 学 校	延べ 22,048人	69.9%
特別支援学校	延べ 238人	69.1%

c 歯科衛生士による歯みがき指導

福岡県歯科衛生士会から派遣された歯科衛生士により、小学2・5年生に歯みがき指導を含む歯や口に関する健康教育を実施しています。

*実施状況：平成30年度2校、令和元年度5校で実施

令和2年度は新型コロナウィルス感染症予防のため中止

d 保護者啓発チラシの配布

北九州市歯科医師会の協力を得て、平成30年度にむし歯予防に関する啓発チラシを作成し、小学1年生は入学式等で配布し、その他の学年は定期健康診断の結果通知等の際に配布しています。

e 全国小学生歯みがき大会

日本学校歯科医会主催の全国小学生歯みがき大会に各学校単位で参加し、クイズや歯みがき体験を通して、歯と口の健康について学習しています。

*実施状況：平成30年度28校、令和元年度26校参加

f 学校健診に基づく治療推奨にかかる医療費助成（医療券）

要保護及び準要保護の児童を対象に医療券を発行し、医療費を教育委員会が負担しています。

*実績：令和元年度1,948件（支払実績） 医療券使用率42.0%

g 給食後の歯みがき

一部の学校では、むし歯予防の取り組みとして、給食後に歯みがきを実施しています。

しかし、新型コロナウィルス感染症対策で、密を防ぐ必要があることから、給食後の歯みがきを一時中止している学校もあります。

*実施状況：平成30年度：小学校56校、中学校0校

（平成30年度学校歯科保健調査報告書より）

h 優秀校のむし歯予防等の取り組みを実践発表

令和元年11月に開催した「北九州市学校保健大会」では、全校の管理職等が参加し、むし歯予防の取り組みに関する講演会を実施しました。参加した学校関係者等からは、「生涯の健康のために学校が果たす役割の大切さが分かった」、「自校の実践に取り入れたい」などの感想があり、学校での取り組み意識の高まりに繋がりました。

(イ) 課題

a むし歯の割合

このような取り組みの結果、本市におけるむし歯のない児童生徒の割合は、年々改善傾向にあり、令和元年度までの5年間（H27～R1）においては、小学校では4.5ポイント、中学校では2.9ポイント改善しています。

しかしながら、全国平均と比べた場合、本市の割合は、その平均を大きく下回り、政令市の中で最下位といった状況にあります。

*令和元年度 むし歯のない割合（%）（学校保健統計調査）

学種	本市	全国平均	全国平均との比較
小学校	44.5%	55.2%	10.7ポイント低い
中学校	55.8%	66.0%	10.2ポイント低い

b 健康格差

毎年実施する歯科検診（定期健康診断）の結果において、むし歯のある児童生徒については、保護者に「歯科健康診断結果のお知らせ」を渡すとともに、「保健だより」や「保護者面談時」に歯科受診を勧奨しています。

また、要保護及び準要保護の児童を対象に医療券を発行し、歯科受診料の負担を教育委員会が行っていますが、医療券の使用率は非常に低い状況です。（令和元年度28.3%）

一方、むし歯がなくても定期的（3カ月に一回程度）に歯科受診している家庭も多く、むし歯のない子とむし歯のある子との間で、健康格差の二極化が生じています。

従来、むし歯は個人の問題とされてきましたが、本市においては、

- ・全国平均に比べて、むし歯のない割合が10ポイント以上低いこと
- ・むし歯は児童生徒の将来にわたる健康への影響が大きいこと

等から、今後は、集団の問題として捉える必要があります。

c 生活習慣

本市では、おやつを食べる時間が決まっていない割合が、小学校では54.4%、中学校では72.5%と高い状況となっています。

また、甘い飲み物（ジュースやスポーツドリンク等）を「時々飲む」「毎日飲む」児童生徒は小学校では、67.6%、中学校で67.9%という高い状況がう蝕の多い一因と考えられます。（「歯と口の健康に関するアンケート」の結果）

学齢期は、歯と口の健康を含め生涯を通して望ましい生活習慣の獲得する時期です。むし歯の原因となる「おやつや甘い飲み物」の採り方を含め、むし歯を予防する習慣づけ、生活習慣を見直すための取り組みが必要です。

d 特別支援学校の児童生徒への指導

特別支援学校の児童生徒は、障害の内容や程度によって歯と口の健康の大切さへの理解度に違いがあり、歯科受診や治療が困難な場合があります。

また、歯や口腔の成長発達も、個人差が大きいため、集団指導というよりも個人に対するフッ化物塗布等による予防処置の方が効果的と思われます。

(2) 施策の基本理念

「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（令和元年策定）にて、本市学校教育の目標

- ・自立し思いやりの心をもつ子ども
- ・新たな価値創造に挑戦する子ども
- ・本市に誇りをもつ子ども

という、3つの具体的な「目指す子どもの姿」を掲げています。

この目標を達成するための重点的な施策の一つとして「健やかな体の育成」を位置付け、具体的な取り組みとして「健康の保持」を掲げています。

(ア) 今後の方向性

- ・学校医等をはじめとして専門職（歯科衛生士、栄養士など）や家庭との連携を図り、むし歯（や肥満瘦身）の防止に努める。
- ・関係部局や歯科医師会等と情報交換を図りながら就学前児童のむし歯予防についても連携に努める。

(イ) 重点指標

指標			現状値	目標
			H30年度	R5年度
う歯のない 生徒の割合 『学校保健統計調査』	中学校 1年生	実績	55.5%	60.3%
		国（実績）	65.1%	

(3) 目標と方向性（ミッション）

本市の現状と課題を踏まえ、学校における歯と口の健康づくりを推進するため、以下の2つの「目標」とこれを実現するための3つの「方向性（ミッション）」を定めます。

【目標】

- ①むし歯や歯肉炎のない児童生徒の増加
- ②歯科医等の専門職及び家庭、学校との連携強化

【方向性（ミッション）】

- ①生涯を通じた歯と口の健康づくりの基盤となる望ましい生活習慣の形成
- ②むし歯治療、むし歯予防のための歯科受診の推進
- ③フッ化物によるむし歯予防の普及啓発の強化、フッ化物洗口法等の推進

（ア）目標

- ①むし歯や歯肉炎のない児童生徒の増加
 - ・永久歯に生え変わる学齢期は、生涯にわたる歯と口の健康づくりの基礎となる重要な時期です。
 - ・本市児童生徒のむし歯は、経年的に減少していますが、今後もこの傾向を維持し、目標、達成のためにはフッ化物の利用の推進や望ましい食習慣、生活習慣などについてさらに普及啓発することが必要です。
 - ・また、歯と口の健康づくりを推進する上では、学齢期の前段階である乳幼児期からの取り組みも重要であり、関係部局との更なる連携が必要です。

②歯科医等の専門職及び家庭、学校との連携強化

- ・歯科医をはじめとして、専門職（歯科衛生士、栄養士など）や家庭、学校が連携を図り、むし歯の予防に努めることができるよう、三者が有機的につながる方法や体制の構築が必要です。
- ・家庭は、子どものむし歯や歯周病の予防・早期治療を行い、歯及び口腔の健康づくりのための正しい生活習慣を身につける場として重要です。
- ・また、むし歯を予防するためには、家庭だけではなく、学校関係者が正しい歯みがきの方法、食習慣や生活習慣の改善、予防方法について理解し、効果的に行うことが必要です。
- ・このため、家庭や学校、学校歯科医が常に新たな情報を共有し、PTAを含めた連携を進めることが重要です。

（イ）方向性（ミッション）

- ①生涯を通じた歯と口の健康づくりの基盤となる望ましい生活習慣の形成
 - ・食育に関する知識の啓発や指導を充実し、よく噛み、よく味わって食べる習慣の定着
 - ・歯のみがき方を含め、むし歯や歯周病の予防につながる生活習慣に関する保健指導等を充実、強化
 - ・歯みがきの習慣化を図るため、給食後の歯みがきの実施
- ②むし歯治療、むし歯予防のための歯科受診の推進
 - ・歯科検診（定期健康診断）後のフォローアップ体制の強化
 - ・医療券の利用を促進するための啓発
- ③フッ化物によるむし歯予防の普及啓発の強化、フッ化物洗口法等の推進
 - ・学校と学校歯科医との連携により新たなフッ化物洗口法等の取り組みの強化

- ・児童生徒、保護者、学校教員等を対象とするフッ化物によるむし歯予防をテーマとした講演会や研修会の開催

(4) 計画策定にあたっての留意点

(ア) 計画の推進体制

新たに策定する計画を推進するために、学校や家庭、歯科医師会が一体となって取り組むことが重要です。学校における歯と口の健康に関する取り組みをより一層推進していくため、「(仮称) 学校における歯と口の健康づくり推進協議会」の設置が必要です。

(イ) 評価と進行管理

取り組みごとに達成状況を把握することが必要であり、指標と計画最終年度の目標値を設定することが必要です。

加えて、毎年度、計画の進捗状況を点検し、実施すべき事業を検討するほか、必要に応じて対策の方向の見直しなどを行うことが必要です。

3 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、口腔の健康が県民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、県民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、福岡県における歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって県民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

1. 県民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
2. 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
3. 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の分野における関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、国及び市町村との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2. 県は、歯科口腔保健の推進に当たっては、市町村との連携並びに歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医療等業務従事者」という。）並びに保健、医療（歯科医療を除く。）、社会福祉、労働衛生、教育その他の分野における関連業務に従事する者及びこれらの業務を行う団体（以下「保健等業務従事者等」という。）との協力に努めるものとする。

3. 県は、市町村、事業者及び医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）が行う歯科口腔保健に関する取組を効果的に推進するため、情報の提供 その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等の責務)

第四条 歯科医療等業務従事者は、歯科口腔保健に資するよう、保健等業務従事者等との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

2. 保健等業務従事者等は、それぞれの業務において歯科口腔保健の推進に努めるとともに、その推進に当たっては、国及び市町村と協力し、歯科医療等業務従事者と連携し、並びに県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

3. 事業者は、その使用する労働者に対する歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

4. 医療保険者は、被保険者及びその被扶養者に対する歯科検診及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第六条 県は、歯科口腔保健を推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

1. 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発その他の歯科口腔保健に関する県民の意識を高めるための運動を促進するために必要な事項
2. 生涯にわたって科学的根拠に基づき行うむし歯予防その他の健全な口腔状態の向上を図

るために必要な事項

3. 成人期における糖尿病等の生活習慣病に関連した歯周疾患その他の歯周疾患の予防を図るために必要な事項
4. 高齢期における摂食嚥下障害の予防その他の口腔機能の維持向上を図るために必要な事項
5. 妊産婦である期間における健全な口腔状態の維持を図るために必要な事項
6. 県民が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨その他の必要な事項
7. 障害者、介護を必要とする高齢者等が、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
8. 歯科口腔保健を担う人材の確保及びその資質の向上に関する事項
9. 離島及びへき地における歯科口腔保健の提供体制を確保するために必要な事項
10. 災害時における歯科口腔保健の提供体制の整備等に必要な事項
11. 歯科口腔保健に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な事項
12. 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するため必要な事項

（歯科口腔保健推進計画の策定）

第七条 知事は、前条に定める基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）第十三条第一項に規定する計画として、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下「歯科口腔保健推進計画」という。）を策定するものとする。

2. 知事は、おおむね五年ごとに歯科口腔保健推進計画を見直すものとする。
3. 知事は、前二項の規定により歯科口腔保健推進計画を策定し、又は見直したときは、これを県民に公表するものとする。

（啓発週間）

第八条 県は、県民が歯科口腔保健についての関心と理解を深めるとともに、積極的に歯科口腔保健に関する取組を行うことができるようするため、歯科口腔保健啓発週間を設ける。

（財政上の措置等）

第九条 県は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則